

平成 1 3 事業年度

事 業 報 告 書

独立行政法人肥飼料検査所

## 平成13事業年度事業報告書目次

業務の目的及び内容	1
1 業務の目的	
2 業務の内容	
主たる事務所及び従たる事務所の所在地	1
資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減	2
役員の数並びに各役員の氏名、役職及び任期	3
常勤職員数及びその増減	3
法人の沿革	3
根拠法(設立根拠法)	4
主務大臣	4
年度計画に定めた項目ごとの実績(別添)	4
法人の組織図	4

## 業務の目的及び内容

### 1 業務の目的

肥飼料検査所は、肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、肥料、飼料及び土壌改良資材の品質の保全を図ることを目的とする。

### 2 業務の内容

- (1) 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。
- (2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
- (3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導を行うこと。
- (4) (1)～(3)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (5) 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項又は第33条の3第2項の規定による立入検査、質問及び収去を行うこと。
- (6) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第21条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去を行うこと。
- (7) 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査を行うこと。

### 主たる事務所及び従たる事務所の所在地

#### (1) 主たる事務所の住所

埼玉県さいたま市北袋町1丁目21番2号 さいたま新都心合同庁舎検査棟  
(岩槻ほ場：埼玉県岩槻市大字浮谷字寺家2082番1、2085番1)

#### (2) 従たる事務所の住所

札幌事務所

北海道札幌市中央区大通西10丁目4番1 札幌第二合同庁舎

仙台事務所

宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第三合同庁舎

名古屋事務所

愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2番2号 名古屋農林総合庁舎第二号館

大阪事務所

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第二号館別館  
 ( 堺ほ場：大阪府堺市田出井町698の53 )

福岡事務所

福岡県福岡市東区千早3丁目11番15号

**資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増減**

( 単位：円 )

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要	
資本金	政府出資金	0	0	1,671,210,900		
	計	1,671,210,900	0	0	1,671,210,900	
資本剰 余金	施設整備費 補助金	0	32,398,000	0	32,398,000	
	運 営 費 交 付 金	0	766,440	0	766,440	
	無 償 譲 与	3,486,000	0	0	3,486,000	電話加入権 無償譲与
	出 資 財 産 除売却差額	0	2,034,000	0	2,034,000	出資財産 除去差額
	計	3,486,000	31,130,440	0	34,616,440	
	損益外減価 償却累計額	0	96,937,859	0	96,937,859	
	差引計	3,486,000	65,807,419	0	62,321,419	

## 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

【定数：理事長 1、理事 1、監事 2】

〔常勤役員〕

(平成14年3月31日現在)

役職名	氏名	任期		記事
		就任年月日	満了年月日	
理事長	佐藤 保隆	13.4.1	17.3.31	
理事	武石 悟郎	13.4.1	15.3.31	

〔非常勤役員〕

役職名	氏名	任期		記事
		就任年月日	満了年月日	
監事 (非常勤)	阿部 亮	13.4.1	15.3.31	
	小林 公英	13.4.1	15.3.31	

### 常勤職員数及びその増減

定数：138人

13年度当初(平成13年4月1日): 139人

13年度末(平成14年3月31日): 138人(1人減)

### 法人の沿革

平成13年4月1日、中央省庁等改革に伴い、農林水産省肥飼料検査所は、国民生活及び社会経済の安定等の見地から確実に実施されることが必要な事務として肥飼料の検査業務を効率的かつ効果的に行うことを目的として、国の組織から特定独立行政法人に組織変更されるとともに、埼玉県さいたま市の本部と札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡の5事務所へ改組された。

## 根拠法（設立根拠法）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

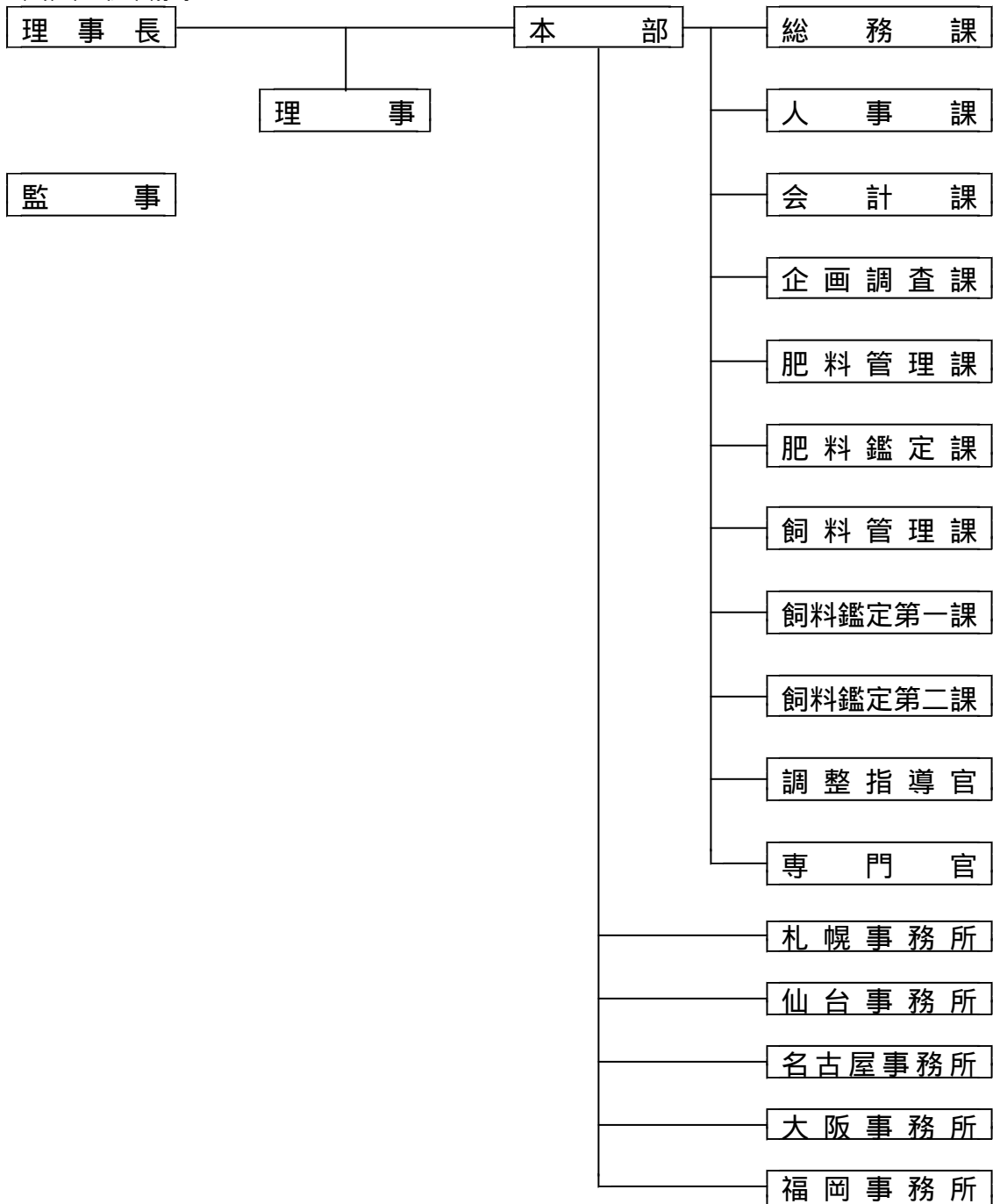
独立行政法人肥飼料検査所法（平成11年法律第186号）

## 主務大臣

農林水産大臣

## 年度計画に定めた項目ごとの実績（別添）

### 法人の組織図



## 独立行政法人肥飼料検査所の業務報告書

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業報告書
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 肥料関係業務  (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査  未利用資源の肥料化の進展等を背景として、今後、肥料の登録の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、その申請に係る調査の質を確保しつつ、業務の効率化、職員の資質の向上等を図ることにより、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させる。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 肥料関係業務  (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査  肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を約5%向上させるため、次に掲げる事項を推進する。  ア 登録申請マニュアル及び登録Q &amp; Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載を行い、肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図る。</p> <p>イ 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 肥料関係業務  (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査  肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進する。  ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル及び登録Q &amp; Aを作成するとともに、これらをホームページ掲載用の書式に変換する。</p> <p>イ 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を図るためのデータベース取りまとめ書式の作成及びデータベースソフトの構築を行</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 肥料関係業務  (1) 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査  肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査の質を確保しつつ、当該調査に係る職員1人当たりの調査件数を向上させるため、次に掲げる事項を推進した。</p> <p>ア 肥料の登録申請に関する問い合わせ事務の合理化を図るため、登録申請マニュアル、登録Q &amp; A等を作成するとともに、ホームページに掲載した。  作成した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。  (ア)「肥料取締法に基づく肥料取締制度について - 初めて肥料を生産・輸入される方へ - 」  (イ)「「仮登録」制度及び「外国生産肥料の登録」制度」  (ウ)「肥料登録申請書 - 生産工程の概要の書き方 - 」  (エ)肥料登録・届出に関するQ &amp; A  (オ)「肥料の表示について」</p> <p>イ 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する確認業務の効率化を目的として、原材料及び生産工程のデータベース化を図るためのデータベース取りまとめ書式の作成及びデータベースソフトを構築した。</p>

ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法（蛍光X線分析の導入）を実用化し、分析業務の効率化を図る。

う。  
ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討し、平成13年度においては、汚泥肥料中のクロム及び鉛のスクリーニング手法を開発した。

肥料の登録又は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たりの調査件数は214件と52.5%増加（表1参照）し、職員1人当たりの調査件数の向上により対応した。

表1 肥料の登録又は仮登録の申請の調査に係る職員1人当たりの調査件数

	平成13年度	過去5カ年間 (平成7～11年)の平均
調査総件数	1,498	982.4
担当職員数	7	7
職員1人当たり調査件数	214.0(A)	140.3(B)

$\{(A)-(B)\}/(B) \times 100=52.5\%$

(2) 収去品の検査  
未利用資源の肥料化の進展等を背景として、平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これにより、今後は、肥料の品質保全上登録後の定期的な検査が必要となるとともに、有害成分等検査項目の多い肥料が増加することが見込まれる。このような中で、検査の質の確保を図るため、従来から検査

(2) 収去品の検査  
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約10%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。  
ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を

(2) 収去品の検査  
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を約5%削減する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。  
ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を

(2) 収去品の検査  
平成11年の肥料取締法の改正により、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の公定規格が定められた。これを踏まえ、従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数を10.2%削減（表2参照）する一方、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させる（表3参照）ため、次に掲げる事項を推進した。  
ア 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図ることにより、収去点数（汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事



の対象とする肥料の分析成分点数を約10%削減する一方で、汚泥肥料等の有害成分を含有するおそれが高い肥料の検査を充実させる。

図ることにより、収去点数（汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。）を現行より約15%削減する。  
イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。

ウ 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の効率化を図る。

図ることにより、収去点数（汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除く。）を現行より約5%削減する。  
イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図る。

ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

業者が生産する肥料を除く。)を現行より7.9%削減(表4参照)した。

イ 集中的に分析・鑑定を行うことにより検査の効率化を図った。平成13年度においては、基本的に、毎月その月のうちの1週間に極力集中して立入検査を実施し、当該月の収去品について一括して分析・鑑定を行った。  
ウ 分析業務の効率化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討し、平成13年度においては、汚泥肥料中のクロム及び鉛のスクリーニング手法を開発した。

表2 従来から検査の対象としてきた肥料の分析成分点数

平成13年度(点)(A)	平成12年度(点)(B)	{(B)-(A)}/(B)×100(%)
7,794	8,681	10.2

表3 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	平成13年度(A)	平成12年度(B)	(A)/(B)×100(%)
立入検査件数(件)	191	91	209.9
収去点数(点)	182	89	204.5

表4 収去点数(汚泥肥料生産業者等新規業者とみなせる事業者が生産する肥料を除いたもの)

平成13年度(点)(A)	平成12年度(点)(B)	{(B)-(A)}/(B)×100(%)
1,028	1,116	7.9

(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去

ア 未利用資源の肥料化の進展等を背景として、平成11年の肥料取締法の改正が行われ、これに伴い立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することが見込まれる。このような中で、農林水産大臣の指示に従い、肥料の品質保全の効率的かつ効果的な推進に資するため、

(ア) 肥料取締法の改正以前から立入検査業務の対象となっている生産事業場については、過去5カ年の立入検査の結果に基づき、品質管理等の不十分な生産事業場に対して立入検査業務の重点化を図ることにより、立入検査件数を約15%削減するとともに、

(イ) 未利用資源を原料とし、有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査件数及び収去点数の増加を図ることとする。

また、これらとともに、中期目標の期間中

(3) 立入検査等

平成11年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約15%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。

ウ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。

(3) 立入検査等

平成11年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数を約5%削減する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進する。

ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減する。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図る。

ウ 品質管理の不十分な種類の肥料に重点化を図る。

(3) 立入検査等

平成11年の肥料取締法の改正に伴い、立入検査業務の対象となる生産事業場数が増加することとなった。これを踏まえ、従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数をそれぞれ6.8%、7.9%削減(表5参照)する一方、汚泥肥料等の立入検査業務を充実させるため、次に掲げる事項を推進した。

ア 従来の検査対象肥料について、農林水産大臣の指示に従い過去の検査実績を基に、品質管理に問題が少ない生産事業場を中心に検査の頻度を削減した(表5参照)。

イ 汚泥肥料等の生産事業場に対する立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い立入検査件数及び収去点数の増加を図った(表6参照)。

ウ 品質管理の不十分な種類の肥料(収去点数も考慮した上で、平成12年度において品質管理が不十分な割合の高かった汚泥肥料)に重点化を図った。

に全事業者に対して立入検査を実施する。

さらに、肥料に起因した事故発生等の緊急時における農林水産大臣からの指示に対し、機動的かつ効率的な対応により、速やかにその原因究明等を図る。

イ 効率的かつ効果的な検査を行っていくため、肥料等の収去に際して、品質管理の不十分な種類の肥料を重点的に収去すること等により、中期目標の期間中の収去点数（汚泥肥料生産業者及び新規業者が生産する肥料等を除く。）を約15%削減するとともに、未利用資源を原料とする汚泥肥料等については、収去点数を増加させる。

表5 従来の検査対象肥料の立入検査件数及び収去点数

	平成13年度 (A)	平成12年度 (B)	$\{(B)-(A)\}/(B) \times 100(\%)$
立入検査件数(件)	482	517	6.8
収去点数(点)	1,028	1,116	7.9

表6 汚泥肥料等の立入検査件数及び収去点数

	平成13年度 (A)	平成12年度 (B)	$(A)/(B) \times 100(\%)$
立入検査件数(件)	191	91	209.9
収去点数(点)	182	89	204.5

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査等

飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により業務運営を効率化し、約5%増加させる。

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査等

飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を約5%増加させるため、次に掲げる事項を推進す

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査等

飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を

2 飼料及び飼料添加物関係業務

(1) 飼料及び飼料添加物の検査等

飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験について、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等による業務運営の効率化を図り、試験に従事する労働時間当たりの試験点数を前年比で1%増加させるため、次に掲げる事項を推進し、結果として3.12%増加した(表7参照)。

ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析した。

具体的な対応は、次のとおりである。

(ア) 飼料中のりん系農薬35種類について同時分析法を採用した。

(イ) 飼料中のかび毒フモニシンについては、B<sub>1</sub>に加えB<sub>2</sub>を分析可能な方法を開発し、これらの同時分析法を

る。  
 ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。  
 イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。  
 ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。

推進する。  
 ア 残留農薬及びかび毒については、化学構造式等性状が類似している複数成分を同一操作で一斉に分析する。  
 イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良に努める。  
 ウ 試験実施期間等を明確にし、集約化を推進する。

採用した。  
 イ 性状が類似している複数成分については、同一操作で多成分を同時に分析する方法等の開発・改良を行った。具体的な対応は、次のとおりである。  
 (ア) 4種類のポリエーテル系抗生物質(サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム及びラサロシドナトリウム)について、同一操作で同時に分析可能な方法を開発し、実用可能な方法とした。  
 (イ) 3種類のアミノ酸系除草剤(グリホサート、グルホシネート及び3-メチルホィニコプロピオン酸)について同一操作で抽出し、同時に分析可能な方法を開発し、実用可能な分析法とした。  
 ウ かび毒、農薬等のモニタリングサンプルを特定の月にまとめて分析するなど、試験実施期間等を明確にし、集約化を推進した。

表7 試験に従事する労働時間当たりの試験点数

	平成12年度	平成13年度
試験に従事する労働時間	4,477.3日	4,468.5日
試験点数	10,038点	10,331点
労働時間当たり試験点数	2.242点/日(A)	2.312点/日(B)

$\{(B)-(A)\}/(A) \times 100=3.12\%$

(2) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による立入検査、質問及び収去飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第21条の2の規定に基づく立入検査については、基準・規格等の適合状

(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条の2の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行っていくため、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベ

(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条の2の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、平成元年以降に国が実施した立入検査結果及び収去品の検査結果の約半数

(2) 立入検査等 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第21条の2の規定に基づく収去及び付随するモニタリング検査を効率的かつ効果的に行うため、平成元年以降に国が実施した立入検査結果及び収去品の検査結果の約半数(約14,000件)に当たる15,157件(平成元年度~6年度)及び飼料製造業者届等の約半数(約2,000件)に当たる2,358件(飼料製造業者届全数)のデータベース化を行った。当該データベース等を活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握することにより、国内単体飼料製造業者等の製造による魚粉、肉

<p>況、飼料製造業者等届、飼料製造管理者届等の情報のデータベース化を行い、立入検査に係る事務の迅速・効率化を図るとともに、当該データベースを有効に活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等の把握に努めることにより、飼料の安全性の確保のための国内単体飼料製造業者等の製造に係る飼料の検査を効率化し、我が国の飼料の大部分を占める輸入飼料原料の検査の充実を図る等適切な対応をとる。</p>	<p>ス化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行うことにより、製造業者等の製造等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握し、もって効率的な立入検査等の実施体制の整備を行い、飼料の安全性の確保に係る重要性を勘案した効率的な収去及びモニタリング検査の実施に努める。具体的には、製造実態等の把握が可能な国内単体飼料製造業者等の製造に係る飼料の検査を効率化し、事前に製造品質管理状況の把握が困難でありかつ我が国の飼料の大部分を占める輸入飼料原料の検査を充実することを基本とし、各事業年度ごとに年度計画で具体化を図り実施する。</p>	<p>(約14,000件)及び飼料製造業者届等の約半数(約2,000件)のデータベース化を完成させる。当該データベース等を活用して製造業者等の実態及び基準・規格等の遵守状況等を把握することにより、国内単体飼料製造業者等の製造による魚粉、肉骨粉、植物性油かす、ふすま等に係る重金属、病原微生物のモニタリング検査を効率的に実施するとともに、とうもろこし、乾牧草に係る遺伝子組換え体、かび毒、残留農薬のモニタリング検査を充実する。</p>	<p>骨粉、植物性油かす、ふすま等に係る重金属、病原微生物のモニタリング検査及びとうもろこし、乾牧草に係る遺伝子組換え体、かび毒、残留農薬のモニタリング検査を効率的に実施した。</p>
<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査に関しては、集中的な検査を行うこと等により、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を約10%削減する。</p>	<p>3 土壤改良資材関係業務 (1) 集取品の検査 集取品の検査について、集中的に検査を行うことにより、集取品1点当たりに要する試験時間を14.7%削減(表8参照)した。</p>

(2) 地力増進法の規定による立入検査  
 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条の規定に基づき、農林水産大臣の指示に従い、効率的かつ効果的な立入検査を行っていくため、過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図るとともに、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう立入検査を実施することとする。

(2) 立入検査等  
 過去5カ年間の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図る。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう立入検査を実施するため、立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化により、立入検査の対象とする土壌改良資材の重点化を図る。

(2) 立入検査等  
 過去の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図る。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう、農林水産大臣の指示に従い立入検査を実施する。このため、立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化を図ることを目的として、これらのデータベースの書式を作成するとともに、データベースソフトを構築する。

4 業務運営の効率化による経費の抑制  
 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。

4 業務運営の効率化及び財務運営の改善  
 業務運営の効率化による経費の抑制については、各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年比で1%抑制する。

第3 国民に対して提供する

第2 国民に対して提供する

第2 国民に対して提供する

表8 集取品1点あたりに要する試験時間

平成13年度(時間) (A)	平成12年度(時間) (B)	$\{(B)-(A)\}/(B) \times 100(\%)$
9.00	10.55	14.69

(2) 立入検査等  
 過去の立入検査結果を踏まえ、農林水産大臣の指示に従い、表示が不適切な製造業者等に対する立入検査業務の重点化を図った。また、現時点において立入検査未実施業者が相当程度存在することから、未実施業者を極力減らすよう、農林水産大臣の指示に従い立入検査を実施した(表9参照)。このため、立入検査結果及び品質管理状況のデータベース化を図ることを目的として、これらのデータベースの書式を作成するとともに、データベースソフトを構築した。

表9 土壌改良資材立入検査実績

立入検査件数 (件)	うち過去に問題のあった 事業場	
	うち立入検査未実施事業場	うち立入検査未実施事業場
39	14	22

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に

サービスその他の業務の質の向上に関する事項	サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	関する目標を達成するためとるべき措置
<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査等については、未利用資源の肥料化の推進等を背景として、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる。 このような中で、申請者の利便等に供するため、迅速な登録手続が可能となるよう事務処理の効率化等を図り、農林水産大臣への調査結果の報告を、次の期間内に完了する。</p> <p>a 新規登録申請 30日 b 登録更新申請 15日 c 登録証の書替交付等の申請 30日</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査については、今後、肥料の登録等の申請が年間約5%増加すると見込まれる中で、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>a 登録申請マニュアル及び登録Q &amp; Aの作成・配布並びにこれらのホームページへの掲載により、登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進する。</p> <p>b 原材料及び生産工程のデータベース化を図ることにより、肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格と</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査については、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進する。</p> <p>a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、登録申請マニュアル及び登録Q &amp; Aを作成するとともに、これらをホームページ掲載用の書式に変換する。</p> <p>b 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図ることを目的</p>	<p>1 肥料関係業務 (1) 肥料の検査 ア 肥料の登録又は仮登録の申請に係る調査 (ア) 肥料の登録等の申請に係る調査については、申請者の利便等に供するため、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了できるよう、次に掲げる事項を推進した。</p> <p>a 登録申請者に対して肥料登録に関する情報提供を推進するため、登録申請マニュアル、登録Q &amp; A等を作成するとともに、ホームページに掲載した。 作成した登録申請マニュアル等は、次のとおりである。</p> <p>(a) 「肥料取締法に基づく肥料取締制度について - 初めて肥料を生産・輸入される方へ - 」 (b) 「「仮登録」制度及び「外国生産肥料の登録」制度」 (c) 「肥料登録申請書 - 生産工程の概要の書き方 - 」 (d) 肥料登録・届出に関するQ &amp; A (e) 「肥料の表示について」</p> <p>b 肥効及び主成分・有害成分に関する公定規格との適合性に関する登録調査業務の迅速化を図ることを目的として、原材料及び生産工程のデータベース化のためのデータベース取りまとめ書式の作成及びデータベースソフトを構築した。</p>

の適合性に関する、登録調査業務の迅速化を図る。

c 有害成分分析に関するスクリーニング手法を実用化し、分析業務の迅速化を図る。

として、原材料及び生産工程のデータベース化のためのデータベース取りまとめ書式の作成及びデータベースソフトの構築を行う。

c 分析業務の迅速化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討する。

c 分析業務の迅速化を図るため、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法を検討した。平成13年度においては、汚泥肥料中のクロム及び鉛のスクリーニング手法を開発した。

これにより、肥料の登録等の申請に係る調査について、その調査結果の農林水産大臣への報告を現行の調査期間内に完了した(表10参照)。

表10 肥料登録等申請の調査結果の現行調査期間内の報告状況

	処理総件数	期間内処理件数	期間を超えた件数
新規登録申請	1,498	1,498	0
登録更新申請	3,891	3,891	0
登録証の書替交付等の申請	1,770	1,770	0

(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。

(イ) 肥料の登録情報等については、登録後30営業日以内にこれをデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供する。

(イ) 次年度以降、登録後30営業日以内に肥料の登録情報等をデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供できるようにするため、これらの情報をデータベース化するための書式の作成及びデータベースソフトの構築を行う。

(イ) 次年度以降、登録後30営業日以内に肥料の登録情報等をデータベース化し、その原材料等消費者の関心の高い情報を迅速かつ確実に提供できるようにするため、これらの情報をデータベース化するための書式の作成及びデータベースソフトの構築を行った。



<p>(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、業務についてのアンケートを実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>(ウ) 肥料の登録等の申請者に対し、その都度、職員の対応や登録業務に関するアンケート調査を実施し、その結果を評価することにより、業務運営の改善を行う。</p>	<p>(ウ) 肥料の登録等の申請者に対する調査票を作成し、完成次第、アンケートを実施する。</p>	<p>(ウ) 肥料の登録等の申請者に対する調査票を作成した。平成14年3月以降、登録申請窓口に来所した申請者等に対し、調査票を渡し、25名の方から回答があった。</p>
<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査 (ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、申請者の利便等に供するため、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣の設定する肥料の公定規格に関する基礎資料として、農林水産大臣に報告する。</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査 (ア) 仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告できるよう、施肥設計、土壌条件等を考慮し、計画的な試験の推進により、迅速化を図る。</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査 (ア) 施肥設計、土壌条件等を考慮した計画的な試験の推進により、仮登録肥料に係る肥効試験について、原則として1年以内に試験結果を取りまとめ、平成14年度までに農林水産大臣に報告できるようにする。</p>	<p>イ 肥料公定規格の設定等に関する調査 (ア) 仮登録肥料に係る肥効試験については、平成13年度においては1件(平成13年2月13日付けの仮登録肥料について)行い、平成14年1月24日に農林水産大臣あてに報告した。</p>
<p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査の結果を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する調査について、ダイオキシン類等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に4件調査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するとともに、公表する。</p>	<p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望(アンケート調査を含む。)や科学的知見の集積等を踏まえ、ダイオキシン類含有実態調査、病原性大腸菌0-157含有実態調査等肥料の安全性に関する課題を中心に、中期目標の期間中に4件の調査結果を取りまとめる。 このため、次に掲げる事項を推進する。</p>	<p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～dの調査を実施するとともに、e～gに掲げる事項を推進する。 a 肥料中のダイオキシン類含有量調査 b りん酸質肥料中のセレン含有量調査</p>	<p>(イ) 肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、肥料公定規格の設定等に関する以下のa～dの調査を実施するとともに、e～gに掲げる事項を推進した。 a 肥料中のダイオキシン類含有量調査 下水汚泥肥料20点、し尿汚泥肥料20点及び汚泥発酵肥料10点の計50点中のダイオキシン類の含有量を調査した。 b りん酸質肥料中のセレン含有量調査 りん酸質肥料131点中のセレンの含有量を調査した。</p>

- a 農業者、生産業者等に対して定期的にアンケート調査等を実施するとともに、ホームページに公定規格に対する要望に関するページを設け、一般国民からのニーズを把握する。
  - b 調査を効率的に実施するため、学識経験者等で構成する委員会等において、試験設計及び試験結果の評価を実施する。
- \* 取りまとめる：調査研究を行い、検討し、その結果を取りまとめ、公表資料とする。以下同じ。

- c リン酸質肥料中のアンチモン含有量調査
- d 牛ふん中の病原性大腸菌0-157含有実態調査
- e 農業者、生産業者等に対して実施するアンケート調査文書を作成するとともに、アンケートの実施方法を定める。
- f 一般国民からのニーズを把握するための公定規格に対する要望に関するホームページの原稿を作成するとともに、当該原稿をホームページ掲載用の書式に変換する。
- g 調査を効率的に実施するため、平成13年度末に、学識経験者等で構成する調査検討委員会（仮称）を開催し、平成13年度に実施した調査研究結果の評価を行うとともに、平成14年度の調査研究計画を検討する。

- c リン酸質肥料中のアンチモン含有量調査  
リン酸質肥料131点中のアンチモンの含有量を調査した。
- d 牛ふん中の病原性大腸菌0-157含有実態調査  
125点中の病原性大腸菌0-157の含有実態を調査した。
- e 農業者、生産業者等に対して実施するアンケート調査文書を作成するとともに、アンケートの実施方法を定めた。
- f 一般国民からのニーズを把握するための公定規格に対する要望に関するホームページの原稿を作成するとともに、当該原稿をホームページ掲載用の書式に変換した。
- g 調査を効率的に実施するため、平成14年3月25日に、6名の学識経験者等で構成する肥料等技術検討会を開催し、平成13年度に実施した調査研究結果の評価を行うとともに、平成14年度の調査研究計画を検討した。  
肥料等技術検討会委員（肩書き）は次のとおりである。  
栃木県農業試験場環境技術部長  
千葉県農業総合研究センター検査業務課長  
独立行政法人農業環境技術研究所化学環境部重金属研究グループ長  
財団法人日本肥糧検定協会専務理事  
財団法人日本食品分析センター多摩研究所副所長

ウ 収去品の検査  
（ア）肥料の品質保全を図るため、収去品の

ウ 収去品の検査  
（ア）肥料の品質保全を図るため、収去品の

ウ 収去品の検査  
（ア）肥料の品質保全を図るため、収去品の

ウ 収去品の検査  
（ア）肥料の品質保全を図るため、収去品のうち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間21件

<p>うち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表する。</p>	<p>うち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、その結果を公表する。</p>	<p>うち、安全性の確認の必要がある肥料についての植害試験を年間15件以上実施し、平成14年度までにその結果を公表できるようにする。</p>	<p>実施した。</p>
<p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。</p>	<p>(イ) 生産業者等における品質管理技術の向上等に資するため、収去品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で情報提供を行う。</p>	<p>(イ) 収去品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を図るため、データベースの書式の作成、データベースソフトの構築、データの提供書式の作成及び提供方法の決定を行う。</p>	<p>(イ) 収去品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を図るため、データベースの書式の作成、データベースソフトの構築、データの提供書式の作成及び提供方法を決定した。</p> <p>データ提供方法は、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとする。</p>
<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて肥料等の分析を実施することとし、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。</p> <p>また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p> <p>(ア) 化学分析((イ)を除く。) 30営業日</p> <p>(イ) ダイオキシン類分析 60営業日</p> <p>(ウ) 栽培試験</p>	<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの肥料等の依頼分析については極力実施する。</p> <p>また、以下のとおり依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p> <p>(ア) 化学分析((イ)を除く。) 30営業日</p> <p>(イ) ダイオキシン分類析 60営業日</p> <p>(ウ) 栽培試験</p>	<p>エ 肥料及びその原料の分析・鑑定等の受託 肥料の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外からの肥料等の依頼分析については極力実施することとしたが、依頼実績はなかった。</p>

	<p>90営業日 (水稲等栽培期間の長い作物を用いた試験や緩効性肥料を用いた試験については除く。)</p>	<p>90営業日 (水稲等栽培期間の長い作物を用いた試験や緩効性肥料を用いた試験については除く。)</p>	
<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、次に掲げる3分野に属するもののうちから、毎年度適正な評価を図りつつ、3課題の調査研究の結果を取りまとめ、公表する。</p> <p>(ア)肥料の生産、流通、消費の改善等に資する分野</p> <p>(イ)肥料の安全性の確保等に資する分野</p> <p>(ウ)肥料の検査技術の高度化(迅速化、簡便化、精度の向上等)に資する分野</p>	<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、中期目標に掲げる3分野に属するものうちから中期目標期間中に、毎年度適正な評価を図りつつ、「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」、「重金属の迅速分析法の開発」及び「水溶性の有害成分に係る植害試験の迅速化法の開発」の3課題の調査研究の結果を取りまとめる。</p>	<p>オ 調査研究 調査研究の実施に当たっては、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見の集積等を踏まえ、以下に掲げる課題を実施する。</p> <p>(ア)「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」</p> <p>(イ)「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による汚泥肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」</p>	<p>オ 調査研究 調査研究については、以下に掲げる課題を実施した。</p> <p>(ア)「家畜ふんたい肥等3資材の腐熟度判定手法の開発」 バークたい肥の腐熟度判定の指標となる項目が判明した。</p> <p>(イ)「重金属の迅速分析法の開発(蛍光X線分析による汚泥肥料中の有害重金属2成分の分析法の開発)」 有害重金属2成分(鉛及びクロム)の迅速分析法を開発した。</p>
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料を2年に1回作成して保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務 ア 標準試料の配布 肥料の品質保全に資するため、肥料の検査に必要な標準試料として化成肥料2試料を2年に1回作成して適切に保管する。また、標準試料の配布は、申請を受理した日から7営業日以内に行う。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務</p>	

<p>イ 研修及び指導等  (ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員の検査技術の向上、生産業者等における品質管理技術の向上等を図るため、これらの者を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。  また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価・分析することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>業日以内に行う。</p> <p>イ 研修及び指導等  (ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年20回以上実施する。  なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>ア 研修及び指導等  (ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を年間20回以上実施(法令関係12回及び検査技術関係8回を最低実施)する。  なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討する。</p>	<p>ア 研修及び指導等  (ア) 肥料の取締りを行う都道府県職員、生産業者等における品質管理技術者等を対象として、法令又は肥料の検査技術等に関する研修を平成13年度内に26回実施(法令関係15回及び検査技術関係11回を実施)した。  また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討した。</p>
<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議への講師の派遣を行う。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、肥料の品質保全等に関する各種会議へ講師を延べ5名派遣した。</p>
<p>ウ 国際協力  輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、要請に応じ海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>ウ 国際協力  輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また</p>	<p>イ 国際協力  輸入肥料の品質保全、海外の品質管理技術の向上、国内外の肥料の検査及び規格基準の整合等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また</p>	<p>イ 国際協力  要請がなく、国際協力の実績はなかった。</p>

	、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。	、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。																									
工 行政相談への対応 肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。	工 行政相談への対応 肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。	ウ 行政相談への対応 肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。	ウ 行政相談への対応 肥料等関係業者、消費者等からの肥料等に係る照会・相談への適切な対応を行った。照会・相談件数は6,998件であった。																								
(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2の規定による立入検査等を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。また、立入検査等の結果については、肥料の分析・鑑定の精度を確保しつつ、迅速な分析が行える手法の開発等により、農林水産大臣へ40営業日以内に報告する。	(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査等の結果について、肥料の分析・鑑定の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以内に報告できるよう、有害成分分析に関するスクリーニング手法の開発・実用化、分析機器等の効率的利用等の推進により、検査の迅速化等を図る。	(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去 肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査等の結果について、肥料の分析・鑑定の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ40営業日以内に報告できるよう、蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法の検討、分析機器等の効率的利用等の推進を図る。	(3) 肥料取締法の規定による立入検査、質問及び収去  ア 肥料取締法の規定による立入検査等の実施に当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。 イ 立入検査を極力当該月の一週間以内に実施し、収去品1カ月分を一括して分析することにより、分析機器の効率的利用の推進を図った。 ウ 蛍光X線分析を用いた有害成分分析に関するスクリーニング手法の検討を行った。平成13年度においては、汚泥肥料中のクロム及び鉛のスクリーニング手法を確立した。 エ 全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ40営業日以内に報告した。月別の報告までに要した日数は、表11のとおりである。																								
			表11 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した日数 (単位:営業日)																								
			<table border="1"> <tr> <td>13年 4月</td> <td>13年 5月</td> <td>13年 6月</td> <td>13年 7月</td> <td>13年 8月</td> <td>13年 9月</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>35</td> <td>36</td> <td>35</td> <td>37</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>13年10月</td> <td>13年11月</td> <td>13年12月</td> <td>14年 1月</td> <td>14年 2月</td> <td>14年 3月</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>35</td> <td>38</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>34</td> </tr> </table>	13年 4月	13年 5月	13年 6月	13年 7月	13年 8月	13年 9月	33	35	36	35	37	36	13年10月	13年11月	13年12月	14年 1月	14年 2月	14年 3月	39	35	38	34	36	34
13年 4月	13年 5月	13年 6月	13年 7月	13年 8月	13年 9月																						
33	35	36	35	37	36																						
13年10月	13年11月	13年12月	14年 1月	14年 2月	14年 3月																						
39	35	38	34	36	34																						

<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務  (1) 飼料及び飼料添加物の検査  ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査  飼料の安全性を向上させるため、次に掲げる飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査を行う。</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務  (1) 飼料及び飼料添加物の検査  ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務  (1) 飼料及び飼料添加物の検査  ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>	<p>2 飼料及び飼料添加物関係業務  (1) 飼料及び飼料添加物の検査  ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格等の設定に関する調査</p>
<p>(ア) 基準・規格等に関する最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を、中期目標の期間中に75品目程度実施する。また、当該調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、調査結果を踏まえ基準・規格改正に必要な資料を作成する。</p>	<p>(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、抗生物質22品目、合成抗菌剤7品目、アミノ酸11品目、酸化剤3品目、防かび剤3品目及びビタミン31品目の合計77品目について、中期計画期間中に基準・規格等に関する最新の文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行う。同調査結果について事業年度ごとに取りまとめる。</p>	<p>(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち、抗生物質15品目について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行い、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>(ア) 現在、飼料添加物に指定されている151品目のうち抗生物質15品目(亜鉛バシトラシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、キタサマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、チオペプチン、デストマイシンA、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン)について、基準・規格等に関する最新の科学的知見に関する文献を収集するとともに、諸外国における規制の状況の情報を入手し、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等の調査を行った。</p>
<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試</p>	<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試</p>	<p>(イ) 飼料添加物に関する動物試験等の信頼性を確認するため、飼料添加物の動物試</p>	<p>(イ) 農林水産省生産局長から査察の実施を指示されなかったため、13年度は実施していない。</p>

<p>験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>験の実施に関する基準に基づく検査を行う。</p>	<p>験の実施に関する基準適用対象試験に対する飼料添加物G L P査察を実施する。</p>	
<p>イ モニタリング検査 飼料の安全性を向上させるため、次に掲げるモニタリング検査を行う。</p> <p>(ア) 飼料中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を実施し、基準・規格等の適合状況等を事業年度ごとにまとめ、公表する。</p>	<p>イ モニタリング検査 (ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物のモニタリング検査を以下のとおり年間少なくとも9、500点実施し、基準・規格等適合状況等を事業年度ごとに取りまとめる。</p> <p>(a) 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,200点</p> <p>(b) 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 7,850点</p> <p>(c) 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 450点</p>	<p>イ モニタリング検査 (ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間少なくとも9,500点実施し、検査結果を取りまとめ、ホームページ等で公表する。</p> <p>(a) 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,200点</p> <p>(b) 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 7,850点</p> <p>(c) 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 450点</p>	<p>イ モニタリング検査 (ア) 飼料又は飼料添加物中の飼料添加物、有害物質、病原微生物の基準・規格適合検査は、以下のとおり年間10,331点実施した。検査結果は、ホームページ等で公表した。なお、これとは別にBSEの発生防止を図るため、肉骨粉等の分析及び鑑定を755点実施した。</p> <p>(a) 飼料及び飼料添加物中の抗菌性飼料添加物の基準・規格適合検査として 1,207点</p> <p>(b) 飼料中の農薬、かび毒、有害重金属等の有害物質の基準適合検査として 8,643点</p> <p>(c) 飼料中の病原微生物の基準・規格適合検査として 481点</p>
<p>(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を実施</p>	<p>(イ) 抗菌性飼料添加物を含有する飼料の適正使用に資するため、畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査につい</p>	<p>(イ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査については、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従</p>	<p>(イ) 畜産農家等における抗菌性飼料添加物の耐性菌発現モニタリング調査を行うため、人員を確保し、597株の菌について調査を実施した。本調査の耐性菌発現状況は家畜衛生週報(2001.12.17 No.2683号 農林水産省生産局畜産部衛生課)に公表した。</p>



する。その際、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。

て、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。また、必要に応じて遺伝子解析、動物試験等を行い、耐性菌の発現状況と飼料添加物の給与との関連を調査する。当該調査結果は、事業年度ごとに取りまとめる。また、中期計画期間中に諸外国における耐性菌対策、抗菌性飼料添加物の適正使用方策、リスクアセスメント等の耐性菌発現に係る技術的内容の検討を行う。当該検討結果は、中期目標期間中に取りまとめる。

事する人員を確保し、少なくとも年間100株の菌について当該調査を実施する。その結果を取りまとめ、全国的な耐性菌発現状況を公表する。

(ウ) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等の整備を行い、検査体制を整備するとともに、組換え体飼料のモニタリング検査を実施し、組換え体利用飼料等の流通状況等を事業年度ごとに取り

(ウ) 組換え体利用飼料等の分別流通の徹底状況を確認するため、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等を整備するとともに、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員を確保することにより、検査体制を整備し、組換え体飼

(ウ) 組換え体利用飼料等のモニタリング調査については、組換え体利用飼料等の識別検査を行う機器等を整備するとともに、第1の2の(1)の業務運営の効率化により当該調査に従事する人員1名を確保することにより、検査体制を整備し、組換え体飼

(ウ) については、組換え体利用飼料等の識別検査を行うため、大阪事務所に定性PCR装置及びELISA等関連機器を整備するとともに、実験室等の改修整備を行った。また、本部に組換え体検査係を設置し、人員1名を確保した。については、組換え体飼料のモニタリング検査を98点実施し、結果を取りまとめた。については、安全性が未確認の遺伝子組換えとうもろこしMON830系統については、導入遺伝子の構造が類似し安全性が確認されている遺伝子組換えとうもろこしNK603系統との判別方法について、開発会社等より情報収集を行い、検査方法を検討している。については、遺伝子組換えとうもろこしCBH351(スターリンク)について、定量PCRによる定量法の開発を行った。については市販ELISAキットを用いて測定する

<p>まとめる。</p>	<p>料のモニタリング検査を少なくとも年間100点実施する。当該組換え体利用飼料等の流通状況等を、事業年度ごとに取りまとめる。</p> <p>さらに、新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発検討、飼料中の組換え体の定量試験法の開発、組換え体の定量試験による調査を実施し、これらの結果を中期目標期間中に取りまとめる。</p>	<p>のモニタリング検査を少なくとも年間100点実施し、結果を取りまとめる。</p> <p>さらに、新たに開発される組換え体飼料の検査方法の開発検討、飼料中の組換え体の定量試験法の開発及び組換え体の定量試験による調査を実施する。</p>	<p>とともに、により開発された定量法を用いて、ELISA測定値との定量値の比較を行った。</p>
<p>(エ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資するため、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、収去品の検査結果、飼料製造業者等届及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。</p>	<p>(エ) 飼料又は飼料添加物に起因する家畜等の事故が発生した場合の機動的かつ効率的な対応等に資する観点から、基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査結果を含め、各事業年度ごとに立入検査結果及び収去品の検査結果のデータベース化を行うとともに、中期計画期間中に飼料製造業者、飼料輸入業者、飼料添加物製造業者及び飼料製造管理者届のデータベース化を行う。</p>	<p>(エ) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査及び飼料製造管理者による管理状況の検査を含め、平成元年以降に国が実施した検査結果の約半数(約14,000件)のデータベース化を行うとともに、飼料製造業者等約半数(約2,000件)のデータベース化を行う。</p>	<p>(エ) 基準・規格等に基づく「製造業者専用」表示飼料等の検査を500件実施するとともに、飼料製造管理者による管理状況の検査を196件実施した。また、平成元年以降に国が実施した立入検査結果及び収去品の検査結果の約半数(約14,000件)に当たる15,157件及び飼料製造業者等約半数(約2,000件)に当たる2,358件のデータベース化を行った。</p>

<p>(オ) 製造業者等の製造・品質管理技術の向上に資するため、製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的指導及び情報提供を行う。</p>	<p>(オ) 製造業者等の製造・品質管理技術の向上に資する観点から、製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的指導及び情報提供を行う。</p>	<p>(オ) 製造業者等の製造・品質管理技術の向上に資する観点から、製造業者等に対して収去品の検査結果に基づく技術的指導及び情報提供を行う。</p>	<p>(オ) 製造業者等に対して収去品の検査結果に基づき技術的指導を29件実施した(実施中を含む)。また、収去品の検査結果は、ホームページ等で公表した。</p>
<p>ウ HACCPに関する調査及び検証 HACCPによる飼料等の製造・品質管理の高度化の推進に資するため、飼料工場における飼料中の飼料添加物及び飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調査を行い、調査結果を取りまとめ、公表する。また、HACCPによる製造・品質管理状況の検証を行う。</p>	<p>ウ HACCPに関する調査及び検証 飼料工場における飼料中の飼料添加物及び飼料汚染の危害分析のためのモニタリング調査を行う。特に、配合飼料製造におけるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認、飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査、配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認、サルモネラの簡易試験法の開発を行い、配合飼料のサルモネラ汚染防止に係る調査結果を中期目標の期間中に取りまとめる。また、HACCPによる製造・品質管理状況の検証を行う。</p>	<p>ウ HACCP指針策定のための調査 飼料工場における飼料中の飼料添加物及び飼料汚染のHA(危害分析)のためのモニタリング調査を行う。特に、配合飼料製造におけるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、アンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況の確認、飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査、配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認及びサルモネラの簡易試験法の開発を行う。</p>	<p>ウ HACCP指針策定のための調査 配合飼料製造におけるサルモネラ汚染防止対策の充実に資するため、55工場に対するアンケート調査等の実施による配合飼料工場における汚染防止対策の実施状況を確認し、飼料原料及び配合飼料のサルモネラ汚染モニタリング調査を425件実施し、配合飼料製造工程におけるサルモネラ汚染実態の把握、汚染原因究明及び汚染防止対策の効果の確認を実施し、サルモネラの簡易試験法2種類について、飼料の製造現場における実用の適否を検討するなどし、改善・開発を行うとともに、他の4種類の簡易試験法についても、これまでの調査結果を取りまとめ飼料研究報告第27号に公表した。</p>

<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質を向上させるため、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。</p>	<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 a 化学分析（cを除く。） 30営業日 b 生物分析 30営業日 c ダイオキシン類分析 60営業日</p>	<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については極力実施する。 また、以下の依頼検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。 a 化学分析（cを除く。） 30営業日 b 生物分析 30営業日 c ダイオキシン分析 60営業日</p>	<p>エ 飼料及び飼料添加物の試験等の受託 飼料の安全性及び品質の向上に資する観点から、都道府県、畜産農家等からの飼料等の依頼分析については9件（延べ15項目 - 84サンプル）実施し、標準処理期間内に全て処理した。</p>
<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上 （ア）飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発・改良を中期目標の期間中に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表するとともに、分析法の解説書を作成する。</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上 （ア）飼料及び飼料添加物の検査の迅速化・充実化に資する観点から、分析法の開発又は改良について中期目標の期間中に、農薬、天然有害物質、重金属等を対象に約20件実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ。また、中期目標期間中に当該物質を含め、分析法全般の解説書を作成する。</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上 （ア）飼料及び飼料添加物の検査技術の向上については、以下の項目について分析法の開発又は改良を行い、調査結果を取りまとめる。 農薬：グリホサート、グルホシネート、リニュロン その他：ダイオキシン</p>	<p>オ 飼料及び飼料添加物の検査技術の向上 （ア）飼料及び飼料添加物の検査技術の向上を目的として、グリホサート、グルホシネート、リニュロン、ダイオキシンを初め、3-メチルホスフィニコプロピオン酸、トリクロルホン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、キサマイシン、ゼアラレノン及びステリグマドシステンの合計14品目（13件）の分析法の開発又は改良を行った。</p>
<p>（イ）分析法について、国際基準との比較検</p>	<p>（イ）分析法について、国際基準との比較検</p>	<p>（イ）分析法について、りん及びカルシウム</p>	<p>（イ）りん及びカルシウム（原子吸光光度法）について我が国の公定法（飼料分析基準）と国際基準（ISO）に差</p>

<p>討を中期目標の期間中に約10件実施し、必要に応じて開発・改良を行う。</p>	<p>討を中期目標の期間中に栄養成分等約10件実施し、必要に応じて当該分析法の開発・改良を行う。</p>	<p>(原子吸光光度法)について国際基準との比較検討を実施し、必要に応じて当該分析法の開発・改良を行う。</p>	<p>があるかどうかを確認するため比較検討を行った。その結果、りん及びカルシウム(原子吸光光度法)の両方法間で差は認められなかった。</p>
<p>カ 標準品等の配布 成分規格等省令の規定に基づく抗生物質の常用標準品の指定は、2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布は申請を受理した日から10営業日以内に行う。 また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>カ 標準品等の配布 成分規格等省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を2年に1回以上行う。なお、常用標準品の配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。 また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>カ 標準品等の配布 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品の指定を実施する。なお、常用標準品の配布については、手数料の納付方法の簡略化により申請を受理した日から10営業日以内に行う。 また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>カ 標準品等の配布 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき抗生物質の常用標準品23品目の指定を実施した。なお、常用標準品は589本配布し、申請を受理した日から10営業日以内に全て処理した。また、配布申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、ホームページ上の申請方法に関する記載を改善した。</p>
<p>キ 調査研究 飼料の安全性及び品質を向上させるため、飼料の消費者、製造業者等又は検査・検定関係機関等の要望、最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等を踏まえ、食品循環資源飼料原料の安全性及び品質に関する調査等を実施し、調査結果を事業年度ご</p>	<p>キ 調査研究 飼料の消費者、製造業者等又は検査・検定関係機関等の要望、最新の科学的知見、諸外国における規制の状況、関係する他法令による諸規制の専門的・技術的な内容等を踏まえ、以下の課題をはじめとする調査研究を実施し、調査結果を事業年度ごとに取りまとめる。 (ア)食品循環資源飼料</p>	<p>キ 調査研究 以下の課題の調査研究を実施し、調査結果を取りまとめる。 (ア)食品循環資源飼料原料の安全性及び品質に関する調査 (イ)サルモネラの試験法の開発</p>	<p>キ 調査研究 牛海綿状脳症の原因究明のための検査等に対応するため(ア)食品循環資源飼料原料の安全性及び品質に関する調査は、実施することができなかった。(イ)サルモネラの試験法については、PCRを用いる方法について検討を行った。なお、BSE関係の調査研究として、緊急に下記の調査等を実施した。 ・肉骨粉等のPCR法による動物種鑑別法の検討 ・肉骨粉等のELISA法による動物種鑑別法の検討 ・飼料用動物油脂の規格設定のための調査 ・飼料用動物油脂の配合飼料製造工程内残留調査</p>

<p>とに取りまとめ、公表する。</p>	<p>原料の安全性及び品質に関する調査 (イ)サルモネラの試験法の開発</p>		
<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p>	<p>(2) 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務</p>
<p>ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務は、申請のあった日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより業務運営の改善を行う。</p>	<p>ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請を受理した日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を適正に実施する。当該業務は、事務手続の簡素化により申請のあった日から20営業日以内に処理する。 また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、業務運営の改善を行う。</p>	<p>ア 検定及び表示 特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務を408件適正に実施し、申請のあった日から20営業日以内に全て処理した。また、検定申請者に対して業務についてのアンケート等を実施し、その結果に基づいて本部事務室に専用窓口を設置した。</p>
<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性を向上させるため、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ、公表する。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を事業年度ごとに取りまとめ</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 飼料又は飼料添加物の安全性の向上に資する観点から、検定及び表示の業務について、最新の科学的知見等に基づく専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を取りまとめる。</p>	<p>イ 検定方法等の技術的内容に関する調査 抗生物質15品目(亜鉛バシトラシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、キタサマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、チオペプチン、DESTマイシンA、ノシヘブタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、モンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン)について、検定及び表示の業務について、専門的・技術的な内容の調査等を行い、調査結果を取りまとめた。</p>
<p>(3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関</p>	<p>(3) 飼料及び飼料添加物について指定検定機関が行う検定に関する技術上の指導</p>

<p>が行う検定に関する技術上の指導  指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、指定検定機関に対して年1回調査を実施するとともに、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。  検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>が行う検定に関する技術上の指導  指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、指定検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、検定の精度管理等について技術的な指導を行う。  検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>が行う検定に関する技術上の指導  指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、指定検定機関に対して年1回分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行う。  検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を年1回実施する。</p>	<p>指定検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、全ての指定検定機関（14機関）に対して分析技術の維持状況を調査し、技術的な指導を行った。  検定業務に係る技術水準の維持・向上を図るため、共通試料を用いた指定検定機関の技術水準の確認試験を延べ17機関に対して実施した。</p>
<p>(4)(1)～(3)の業務に附帯する業務</p>	<p>(4)(1)～(3)の業務に附帯する業務</p>	<p>(4)(1)～(3)の業務に附帯する業務</p>	<p>(4)(1)～(3)の業務に附帯する業務</p>
<p>ア 研修及び指導等  (ア) 飼料の安全性及び品質を向上させるため、検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。</p>	<p>ア 研修及び指導等  (ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年10回以上、飼料製造管理者資格取得講習会を2年に1回以上実施する。</p>	<p>ア 研修及び指導等  (ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令又は試験技術等の研修を年間10回以上実施するとともに、飼料製造管理者資格取得講習会を実施する。</p>	<p>ア 研修及び指導等  (ア) 検査関係機関又は飼料製造業者等の担当者に対して法令研修16回又は試験技術等の研修51回実施するとともに、飼料製造管理者資格取得講習会（6日間、76名）を実施した。</p>
<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性及び品質に関する各種会議へ講師を派遣する。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議へ講師を派遣する。</p>	<p>(イ) 都道府県等の要請に応じ、飼料の安全性の確保等に関する各種会議（12回）へ講師を延べ14名派遣した。</p>
<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会</p>	<p>(ウ) 国、関連団体等が行う事業検討委員会等へ延べ37回参画し、専門的・技術的見地からの協力を行った。</p>

<p>等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	<p>等へ参画し、専門的・技術的見地からの協力を行う。</p>	
<p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>なお、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてのアンケート等を実施し、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>また、研修受講者等に対して研修又は講義の内容についてアンケートを取り、その評価に基づき、研修又は講義の内容の改善を図った（一部については、次年度以降の研修又は講義の内容の改善を予定している）。</p>
<p>イ 国際協力 飼料の安全性及び品質に関する国際協力を推進するため、要請に応じ、海外からの研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外からの研修生の受入れ及び海外への職員の派遣を行う。また、職員の語学力向上を図るため、JICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>イ 国際協力 JICA等の要請に応じ、海外から1名の研修生を受入れるとともに、海外へ3名の職員を派遣した。また、職員の語学力向上を図るため、語学研修に1名の職員を派遣した。</p>
<p>ウ 行政相談への対応 飼料等関係業者、消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 飼料等関係業者、消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 飼料及び飼料添加物に関する行政サービスの向上に資する観点から、飼料等関係業者及び消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 飼料及び飼料添加物に関する行政サービスの向上に資する観点から、飼料等関係業者及び消費者等からの飼料等に係る照会・相談への適切な対応を行った。照会・相談件数は1,104件であった。</p>
<p>(5) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定による立入検査、質問及び収去</p>	<p>(5) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去</p>	<p>(5) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去 飼料安全法第21条の2に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指</p>	<p>(5) 飼料安全法の規定による立入検査、質問及び収去 飼料安全法第21条の2に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に基づき適切に実施した。</p>



示に基づき適切に実施する。

ア 立入検査及び質問の結果については、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。

ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図ることにより立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。

ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から30営業日以内に農林水産大臣に報告する。

ア 立入検査及び質問の結果の報告については、第1の2の(2)の業務運営の効率化により立入検査実施後の事務処理等の迅速化を図り、立入検査の日から全て30営業日以内に農林水産大臣に報告した(表12参照)。

表12 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数

(単位：営業日)

13年 4月	13年 5月	13年 6月	13年 7月	13年 8月	13年 9月
25	23	19	29	26	29
13年10月	13年11月	13年12月	14年 1月	14年 2月	14年 3月
30	30	30	27	25	30

イ 収去品の試験結果については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、処理期間内に終了するよう努めるとともに、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間を収去した日から20営業日と定め、処理期間内に試験が終了するように努めるとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から20営業日以内に農林

イ 収去品の試験結果の報告については、飼料及び飼料添加物の分析・鑑定試験の精度を確保しつつ、検査技術の向上、試験実施の集約化、分析機器等の効率的な使用等により試験の迅速化等を図ることとし、試験に要する標準処理期間(20営業日)内に試験が終了するよう努めるとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から20営業日以内に農林水産大臣に報告する。

イ 収去品の試験結果の報告については、試験に要する標準処理期間(20営業日)内に試験が終了するよう努めるとともに、試験終了後の事務処理等の迅速化を図ることにより、試験が終了した日から全て20営業日以内に農林水産大臣に報告した(表13参照)。なお、牛海綿状脳症発生に伴う対応等のため試験を標準処理期間(20営業日)以内に終了できなかった(表14参照)。

表13 収去品の試験結果について分析終了から農林水産大臣へ報告するまでに要した最長日数(単位：営業日)

13年 4月	13年 5月	13年 6月	13年 7月	13年 8月	13年 9月
17	20	20	19	20	19
13年10月	13年11月	13年12月	14年 1月	14年 2月	14年 3月
20	20	20	20	19	19

水産大臣に報告する。

表 1 4 試験に要した最長日数（単位：営業日）

13年 4月	13年 5月	13年 6月	13年 7月	13年 8月	13年 9月
20	19	20	25	35	19
13年10月	13年11月	13年12月	14年 1月	14年 2月	14年 3月
19	20	20	20	19	20

3 土壤改良資材関係業務  
 (1) 土壤改良資材の検査  
 ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査  
 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。

3 土壤改良資材関係業務  
 (1) 土壤改良資材の検査  
 ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査  
 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。

3 土壤改良資材関係業務  
 (1) 土壤改良資材の検査  
 ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査  
 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施する。

3 土壤改良資材関係業務  
 (1) 土壤改良資材の検査  
 ア 土壤改良資材の表示の内容に関する品質の検査  
 (ア) 土壤改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため、品質に関する表示の内容が実際の品質と一致しているか否かについての検査を実施した。

(イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の検査結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。

(イ) 製造業者等における品質管理技術の向上等に資するため、集取品の試験結果をデータベース化し、利用者が活用し得る形で提供する。

(イ) 集取品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を図るため、データベースの書式の作成、データベースソフトの構築、データの提供書式の作成及び提供方法の決定を行う。

(イ) 集取品の検査結果を利用者が活用し得る形で提供することを目的として、検査結果のデータベース化を図るため、データベースの書式の作成、データベースソフトの構築、データの提供書式の作成及び提供方法を決定した。  
 データの提供方法は、肥飼料検査所のホームページにデータ提供している旨を掲載し、要望に応じてデータを提供するものとする。

<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託  土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者から依頼を受けて土壤改良資材等の試験を実施するとともに、検査所において検査の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託  土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて標準処理期間を定め、その期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託  土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外の者からの土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとし、肥飼料検査所において依頼試験の内容に応じて標準処理期間を定め、期間内に適切に処理する。</p>	<p>イ 土壤改良資材及びその原料の試験の受託  土壤改良資材の品質保全に資するため、都道府県、農業者等被検査者以外からの土壤改良資材等の依頼試験については極力実施することとしたが、依頼実績はなかった。  なお、依頼試験の内容に応じた標準処理期間を定めた。</p>
<p>(2)(1)の業務に附帯する業務  ア 研修及び指導等  土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び分析業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。  また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務  ア 研修及び指導等  土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び試験実施業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。  また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善を図る。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務  ア 研修及び指導等  土壤改良資材の品質に関する表示の適正化の確保及び品質検査技術の向上を図るため、製造業者及び試験実施業者等を対象として、要請に応じて研修等を実施する。  また、研修受講者、会議主催者等に対して研修又は講義の内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価することにより、研修又は講義の内容の改善方法を検討する。</p>	<p>(2)(1)の業務に附帯する業務  ア 研修及び指導等  要請がなく、研修は実施しなかった。</p>
<p>イ 国際協力  輸入土壤改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、要請に応じ、海外からの研修生の受</p>	<p>イ 国際協力  輸入土壤改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外から</p>	<p>イ 国際協力  輸入土壤改良資材の品質保全、海外の品質管理技術の向上等を図るため、JICA等の要請に応じ、海外から</p>	<p>イ 国際協力  要請がなく、国際協力は実施しなかった。</p>

<p>入れ、海外への職員の派遣等を行う。</p>	<p>の研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>	<p>の研修生の受入れ、海外への職員の派遣等を行う。また、職員の語学力の向上を図るため、必要に応じJICAの主催する研修等に職員を派遣する。</p>																									
<p>ウ 行政相談への対応 土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行う。</p>	<p>ウ 行政相談への対応 土壌改良資材等関係業者、消費者等からの土壌改良資材に係る照会・相談への適切な対応を行った。照会・相談件数は63件であった。</p>																								
<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条の規定による立入検査を行うに当たっては、当該立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度を確保しつつ、集中的な試験により試験の迅速化を図り農林水産大臣へ60営業日以内に報告する。</p>	<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ60営業日以内に報告できるように、立入検査を集中的に実施し、集取品を集中して試験することにより、試験の迅速化を図る。</p>	<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 地力増進法第17条に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施する。 また、立入検査の結果について、土壌改良資材の試験の精度の確保を図りつつ、農林水産大臣へ60営業日以内に報告できるように、集中して試験を実施することにより、試験の迅速化を図る。</p>	<p>(3) 地力増進法の規定による立入検査 ア 地力増進法第17条に規定する立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適正に実施した。 イ 立入検査を極力当該月の一週間以内に実施し、集取品1カ月分を一括して試験することにより、試験の迅速化を図った。 ウ 全ての立入検査について、その結果を、農林水産大臣へ60営業日以内に報告した。月別の報告までに要した日数は、表15のとおりである。</p> <p>表15 立入検査から農林水産大臣へ報告するまでに要した日数 (単位：営業日)</p> <table border="1" data-bbox="1256 1077 2018 1329"> <thead> <tr> <th>13年 4月</th> <th>13年 5月</th> <th>13年 6月</th> <th>13年 7月</th> <th>13年 8月</th> <th>13年 9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>56</td> </tr> <tr> <th>13年10月</th> <th>13年11月</th> <th>13年12月</th> <th>14年 1月</th> <th>14年 2月</th> <th>14年 3月</th> </tr> <tr> <td>58</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「-」と記載した月は立入検査を実施していない。)</p>	13年 4月	13年 5月	13年 6月	13年 7月	13年 8月	13年 9月	-	-	-	55	55	56	13年10月	13年11月	13年12月	14年 1月	14年 2月	14年 3月	58	-	-	-	-	-
13年 4月	13年 5月	13年 6月	13年 7月	13年 8月	13年 9月																						
-	-	-	55	55	56																						
13年10月	13年11月	13年12月	14年 1月	14年 2月	14年 3月																						
58	-	-	-	-	-																						

<p>第4 財務内容の改善に関する事項 適切な業務運営を行うことにより、収支均衡を図る。</p>			
	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 5年間の総予算 9,154百万円</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 13年度の総予算 1,952百万円</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画  収入決算額 1,966百万円 政府受託収入等の計画を上回る収入が生じたことによる14百万円の収入の増が生じた。  支出決算額 1,831百万円 人件費に要する支出が予定を下回ったこと等により、121百万円の支出の減が生じた。</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額 2億円 (想定される理由) 運営交付金の受入が遅延</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 2億円 (想定される理由) 運営交付金の受入が遅延</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 2億円  短期借入金の借入は生じなかった。</p>
	<p>第5 剰余金の使途 肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当</p>	<p>第5 剰余金の使途 肥飼料の検査・分析機器及びIT関連機器等に充当</p>	<p>第5 剰余金の使途 施設整備費補助金により施設の整備・改修を実施したもののうち、施設の修繕に要した経費について、費用進行型による収益化がされなかった等の理由により、当期損失額7百万円が生じた。</p>
	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>
	<p>1 施設及び設備に関する計画 5年間の施設整備費補助金 162百万円  業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画 13年度施設整備費補助金 32,398千円  業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画  13年度施設整備費補助金決算額 32百万円  肥飼料検査所福岡事務所ドラフトチェンバー更新工事外2件の整備・改修等を計画に従い実施した。</p>

	<p>存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う</p>	<p>存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う</p>	
	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	<p>2 職員の人事に関する計画</p>	
	<p>(1) 方針          既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、汚泥肥料等の廃棄由来の肥料、組換え体利用飼料の検査等新たな課題への対応に必要な人員を確保する。</p>	<p>(1) 方針          既存業務の効率化を推進することにより人員の適正な配置を進めるとともに、組換え体利用飼料の検査等新たな課題への対応に必要な人員を確保する。</p>	<p>(1) 方針          既存業務の効率化を進め人員の適正な配置を行った。          また、その中で組換え体利用飼料の検査に必要な人員1名を確保した。</p>
	<p>(2) 人員に関する指標          期末の常勤職員数を期初の99%とする。          (参考)          期初の常勤職員数                            139人          期末の常勤職員数の見込み                            137人          人件費総額見込み                            5,375百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標          年度末の常勤職員数を年度当初の99%とする。          (参考)          年度当初の常勤職員数                            139人          年度末の常勤職員数                            138人          人件費総額見込み                            1,430百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標          ア 年度末常勤職員数 137人(欠員1名)          イ 人件費決算 1,297百万円</p>
	<p>(3) その他、人材の確保、人材の要請などについての計画          人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画          人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加、国の機関等との人事交流により、職員の資質の向上を図る。</p>	<p>(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画          ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、10人(内女性5人)採用          イ 農林水産省等他機関との人事交流実施(総数:転出13人、転入9人)          ウ 研修等への参加29人(内訳:一般研修 14人、技術研修 15人)</p>

## 年度計画に定められていない農林水産省からの要請に基づく業務

農林水産省からの要請に基づく業務	事業報告書																
<p>1 分析関係業務 B S E の発生防止を図るため、肉骨粉等の分析及び鑑定を行う。</p> <p>2 調査関係業務 農林水産省と連携し、B S E の発生に関する感染源及び感染経路の究明のための国内及び海外の飼料工場等への調査及び技術的検証を行う。</p> <p>3 確認検査関係業務 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」 (平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長及び水産庁長官連名通知)に基づき、業者からの申請に応じ、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の製造事業場並びにペットフード製造事業場の製造基準適合確認のための検査を実施する。</p> <p>4 調査研究 (1) 河川等へ流出する肥料に由来するノニルフェノールの実体解明に関する調査研究を実施する。 (2) 肉骨粉等のPCR法による動物種鑑別法を検討する。 (3) 肉骨粉等のELISA法による動物種鑑別法を検討する。 (4) 飼料用動物油脂の規格設定のための調査を実施する。 (5) 飼料用動物油脂の配合飼料製造工程内残留調査を実施する。</p>	<p>1 分析関係業務 飼料中の肉骨粉等の分析及び鑑定を755点実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1355 454 1854 641"> <thead> <tr> <th>検査方法</th> <th>分析鑑定点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>顕微鏡鑑定</td> <td>570点</td> </tr> <tr> <td>E L I S A 分析</td> <td>140点</td> </tr> <tr> <td>P C R 分析</td> <td>45点</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 調査関係業務 農林水産省と連携し、国内59ヶ所(延べ116人日)及び海外8回(延べ12カ国、70人日)の飼料工場等への調査及び技術的検証を実施した。(他に農林水産大臣の指示に基づき315ヶ所の飼料工場等へ立入検査を実施した。)</p> <p>3 確認検査関係業務 業者からの申請に応じ、製造基準適合確認検査を83件実施した。また、確認書を交付した製造事業場について、ホームページに公表した。</p> <table border="1" data-bbox="1355 954 1953 1141"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペットフード用</td> <td>21件</td> </tr> <tr> <td>肥料用</td> <td>36件</td> </tr> <tr> <td>ペットフード・肥料両用</td> <td>26件</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 調査研究 (1) 河川等へ流出する肥料に由来するノニルフェノールの実体解明に関する調査研究を実施した。 (2) 肉骨粉等のPCR法による動物種鑑別法を検討した。 (3) 肉骨粉等のELISA法による動物種鑑別法を検討した。 (4) 飼料用動物油脂の規格設定のための調査を実施した。 (5) 飼料用動物油脂の配合飼料製造工程内残留調査を実施した。</p>	検査方法	分析鑑定点数	顕微鏡鑑定	570点	E L I S A 分析	140点	P C R 分析	45点	用途	件数	ペットフード用	21件	肥料用	36件	ペットフード・肥料両用	26件
検査方法	分析鑑定点数																
顕微鏡鑑定	570点																
E L I S A 分析	140点																
P C R 分析	45点																
用途	件数																
ペットフード用	21件																
肥料用	36件																
ペットフード・肥料両用	26件																